

区分	No.	質問	回答
申請全般	1	申請書を郵送してもよいですか？	<p>【建設工事等】 一般財団法人北海道建設技術センターが実施する北海道市町村入札参加資格共同審査システムによりインターネットから申請を行ってください。郵送受付は行いません。</p> <p>【物品・役務等】 全て郵送受付となりますので受付期間内必着でレターパック等、追跡サービスで郵便物の配達状況を確認できる方法で郵送して下さい（持参した場合、窓口での書類の受付・内容の確認は行いません）。但し、随時申請は郵送又は持参どちらかの方法で提出して下さい。</p>
	2	申請書を提出しようと思ったら、申請期間が過ぎていた場合、どうすればよいですか？	申請期間を過ぎてしまった場合は、定期申請（有効期間：令和7年4月1日～令和9年3月31日）としては一切受け付けられません。随時申請として、令和7年3月17日から追加での申請受付を始める予定です。随時申請の最初の登録年月日は令和7年7月1日の予定です。その後は3か月おきの登録となる予定です。詳細は後日日程等をHPにてお知らせしますので、そちらで確認してください。
	3	申請書の様式はダウンロードできますか？	<p>【建設工事等】 北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイトよりダウンロードできます。</p> <p>【物品・役務等】 岩見沢市ホームページからダウンロードできます。 トップページ→産業・ビジネス→入札・契約→入札参加資格審査申請受付に、申請書類を掲載しています。</p>
	4	審査の結果はいつ送付されますか？	令和7年3月中旬頃を予定しており、ホームページでも名簿を公開します。 【建設工事等】メールで通知予定です。 【物品・役務等】郵送で通知します。申請書類と合わせて返信用封筒を同封してください。（物品Q&A参照）
	5	例えば、建築は本社で登録、管は支店で登録というように工種（物品・役務であれば、申請種別）によって、本店・支店登録を使い分けることは可能ですか？	<p>◆使い分けできない◆ 1) 建築は本社、管は支店で登録といった工種（物品・役務であれば、申請種別）による本店・支店等の使い分け</p> <p>◆使い分けできる◆ 1) 建設工事・設計等は本社、物品・役務は支店といった本店・支店等の使い分け 2) 建設工事は本社、設計等は支店で登録といった本店・支店等の使い分け</p>
	6	他の自治体から現在、指名停止を受けていますが、岩見沢市の入札参加資格の申請はできますか？	はい、できます。入札参加資格の基本要件（欠格要件）である「契約の締結及び履行に関して不正又は不誠実な行為等を行い、資格の排除を受けている者（政令第167条の4第2項）」はあくまで岩見沢市が行った資格の排除（指名停止）を対象としています。ただし、独占禁止法に係る違反行為等（談合等）の理由で国や他の自治体から指名停止処分等の資格の排除を受けていることが判明した場合には、資格の取消等を行います。
参加資格	7	いつからいつまでの入札参加資格になりますか？	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間）の入札参加資格となります。更新の通知は行っておりませんので、必要な時期に広報・ホームページ等で次期受付日程の確認をお願いします。

区 分	No.	質 問	回 答
印鑑証明書	8	印鑑証明書はどこで発行してもらえますか？	法人の場合は法務局で、個人の場合は代表者の住民登録地の市町村で発行してもらえます。物品購入等の申請時に提出していただく証明書はコピーでかまいませんが、拡大・縮小コピーしたものは受け付けられません。
登記事項証明書	9	証明書類（登記事項証明書、印鑑証明書、納税証明書）の日付が3か月を1日過ぎてしまいました。受付は可能ですか？	受け付けできません。申し訳ありませんが、新しい証明書類を取り寄せて申請してください。
納税証明書	10	過年度分の税金をすべて納めきれず、税金を分納しております。申請することはできますか？	申請日時時点で納税義務のある税金（国税、市町村税（特別区にあっては都税）岩見沢市税）について、滞納がないことが基本要件となりますので、分納のお約束をしている分に関しても申請日時時点で当初の納入期限が到来している分について、すべて納めていただいた状態でなければ、申請をお受けすることはできません。
	11	納付書の写し、領収書の写しを提出してもよいですか？	いいえ。納付書の写し等では未納額がないかどうかを確認できないため、必ず国税の未納額がない証明書（その3の3、その3の2）、市町村税の完納証明書（未納のないことの証明書）の写しを提出してください。
	12	国税の納税証明書はどこで発行してもらえばよいですか？	法人（その3の3）：本店所在地を管轄する税務署で発行されます。 個人（その3の2）：申告先の税務署で発行されます。 国税電子申告・納税システム（e-Tax）にて電子納税証明書を発行することもできます。
	13	岩見沢市税を納税しているのですが、納税証明書はどこで発行してもらえますか？	岩見沢市役所市民サービス課の窓口で発行してもらえます。（各支所等でも交付可能） ※郵送での受付も可能。ただし、交付にあたって別途必要な書類がある場合もありますので、直接、市民サービス課の窓口へお問い合わせください。 岩見沢市役所市民サービス課 北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 市役所本庁舎1階（0126-35-4187）
	14	数か月前に合併により新設した法人のため、まだ税金が課税されていませんが、納税証明書は必要ですか？	必要となります。「未納の税額がないことの証明書」を提出してください。「未納がないことの証明書」を発行していない自治体の場合は、納税（課税）証明書を提出してください。
	15	岩見沢市に事業所等がないため、岩見沢市税を納めておりません。提出する納税証明書は国税と市町村税（特別区にあっては都税）のものでよいですか？	岩見沢市税の納税義務がない場合は、国税の納税証明書と本店及び受任者の市町村税（特別区にあっては都税）のみとなります。
	16	免税業者なのですが、「消費税及び地方消費税」に関する納税証明書は必要ですか？	はい。入札参加資格申請に提出していただく「未納の税額がないことの証明書（その3の3）」は、納税義務があり、未納税額がないことを証明するだけでなく、免税業者で「消費税及び地方消費税」の納税義務がないことを証明するものでもありますので、必ず提出してください。
	17	支店を新設して間がなく、支店での納税証明書が提出できない場合はどうすればよいですか？	支店であっても、建設工事であれば2年以上、設計等及び物品・役務であれば1年以上、その支店が事業を営んでいることが資格要件となっているので、支店を開始したばかりではそもそも申請をすることができません。

区 分	No.	質 問	回 答
	18	本店が東京、受任者が札幌の場合、岩見沢市税の税証明は必要ですか？	本店もしくは受任者で岩見沢市に納める税があるべき場合は岩見沢市の納税証明も合わせて必要になります。納めるべき税がない場合は不要です。
	19	税を納付したばかりで証明書が発行できないと言われた場合はどうすればよろしいでしょうか。	(岩見沢市税の場合) 市税を金融機関等で納付いただいてから、実際に市で入金の確認ができるまで数日(最大10日程)かかる場合があります、その入金が確認できるまで同証明書は交付されません。ただし、同証明書の交付申請の際、納付を確認できる書類(領収書等)を持参していただければ、交付を受けることができますので、納付間もない市税がある場合は念のため、領収書等をご持参ください。
身分証明書	20	身分証明書とはどんなものですか？なぜ必要なのでしょう？また、どこで取れますか？	身分証明書とは「成年被後見人でないことや破産手続開始の決定を受けてない者」等の証明をするものです。個人事業主の方が入札参加申請をするにあたってはこれらの者ではないことが基本要件となりますので、必ず提出してください。個人事業主の方の本籍地の市町村で交付してもらえます。
資本関係・人的関係に関する調書	21	該当する会社等がないため、提出しなくてもよいですか？	【建設工事等】該当する会社がない場合はシステムで自動作成されるので提出は不要です。 【物品・役務等】該当する会社がない場合でも「なし」に○を付し提出してください。
	22	親会社等、子会社等に該当するかわからないのですが？	会社法に規定されている親会社等、子会社等をいいます。詳しくは、会社法をご覧ください。 ※子会社等→同法第2条第3号の2、親会社等→同法第2条第4号の2